

出席停止の種類と期間

学校における感染症の拡大を防止するために下記のような「出席停止期間」が決められています。

学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条、第 19 条）

2024.4.1

第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症		治癒するまで
第 2 種	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）		発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）		発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。
	百日咳		特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹		解熱したあと 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎		顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹		発疹が消失するまで。
	水痘		すべての発疹がかさぶたになるまで。
	咽頭結膜熱		主要症状が消退したあと 2 日を経過するまで。
	結核	病状により、学校医その他の医師が他への感染のおそれがないと認めるまで。	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師が他への感染のおそれがないと認めるまで。	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など）		病状により、学校医その他の医師が他への感染のおそれがないと認めるまで。

※「第 3 種 その他の感染症」は、通常は学校感染症に指定しないが、流行の状況などによっては出席停止等の流行阻止の措置が必要となるもの。

生徒・保護者の皆さんへ

出席停止から登校までの流れ

- ①医療機関を受診し、学校感染症（上記参照）と診断された。
* 治癒したことが判断できる健康状態等について医師の指導を受けてください。
- ②学校へ連絡してください。（0291-33-2161）
- ③完全に治癒するまでゆっくり療養してください。
- ④登校後、学校所定の「受診報告書」を担任から受け取ってください。
- ⑤「受診報告書」に記入し担任へ提出してください。
(診療費明細書等のコピーを忘れずに添付してください)

